

報告第42号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月29日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年4月16日午後8時30分頃、自転車が市道長良堤防松之木十日外面線を走行中、前輪が道路の陥没にはまり、当該自転車の前輪タイヤ及びホイール並びにライトが損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市福島

個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ 54,076円

相手方から市へ 0円

報告第43号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月29日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年5月10日午後3時頃、軽乗用自動車が市道大仲新田4号線を走行中、左後輪が道路の陥没にはまり、当該軽乗用自動車の左後輪タイヤ及びホイールを損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

いなべ市

個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ 3, 588円

相手方から市へ 0円

報告第44号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月29日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年6月9日午後5時頃、普通乗用自動車が市道坂井多度線を走行中、左前輪が道路の陥没にはまり、当該普通乗用自動車の左前輪タイヤ及びホイールを損傷したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市多度町香取
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	28,825円
相手方から市へ	0円

報告第45号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年10月27日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

専決処分書

和解及び損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年8月29日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年7月28日午後0時10分頃、普通乗用自動車が市道播磨高塚線を走行中、停車中のトラックを避けて道路端を通過した際に、路面の溶けたタールの上を走行し、当該普通乗用自動車の右前輪タイヤ及び右後輪タイヤを汚損したものである。

2 損害賠償の相手方

桑名市大字播磨
個人

3 損害賠償の額

市から相手方へ	32,318円
相手方から市へ	0円